

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

**大田市中小企業者等
物価高騰対策省エネ支援補助金
申請の手引き**

※本補助金の申請を希望される方は、必ずご一読ください。

大田市 産業振興部 産業企画課

目 次

I 制度概要	1
(1) 制度の目的	1
(2) 補助対象者	1
(3) 補助率・補助限度額	2
 II 申請手続き	 4
(1) 手続きの流れ	4
(2) 申請受付期間	4
(3) 提出方法	4
(4) 提出先	4
(5) 申請書類	5
<u>島根県ものづくり産業エネルギーコスト</u> 削減対策緊急支援事業補助金を受給された場合	5
<u>島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト</u> 削減対策緊急支援事業補助金を受給された場合	11
 III その他留意事項等	 16
(1) 補助金の振込	16
(2) 補助金の不正行為に対する処分について	16
(3) 検査	16
(4) 事業状況調査	16
 IV 問い合わせ	 16

I 制度概要

(1) 制度の目的

電力・ガス等の価格高騰対策として、県が実施するエネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金を受けた事業者に対し、県補助金の確定額に市が上乗せで補助することで、中小企業者等が行うエネルギーコストの削減に資する取組を支援すること。

※この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

(2) 補助対象者

以下全ての要件に該当する者が対象です。

①市内に事業所又は店舗を有していること。

法人の場合	○市内に本社又は事業所等が所在していること。 ※倉庫のみ市内にある等、事業の実態が市外にある場合は対象となりません。
個人事業主の場合	○市内で事業を行っていること。 ※個人事業主の住所が市外にある場合でも事務所等が市内にある場合は対象となります。 <u>※個人事業主で市外に店舗を有し、市内に居住している場合は対象外となります。</u>

②「島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金（令和8年2月以降の交付決定）」の補助金の確定を受けた、又は「島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金（令和8年2月以降の交付決定）」の補助金の確定を受けた者

③上記県の補助金で実施した補助事業の実施場所が大田市であること。

※本社が大田市で市外に店舗を有し、市外の店舗で県の補助事業を実施して省エネ器具等を導入した場合は、対象外です。

④市税等の滞納がないこと。

⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと。

⑥大田市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※①～⑥に掲げる者のほか、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者は対象外となります。

(3) 補助率・補助限度額

①島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の確定を受けた者

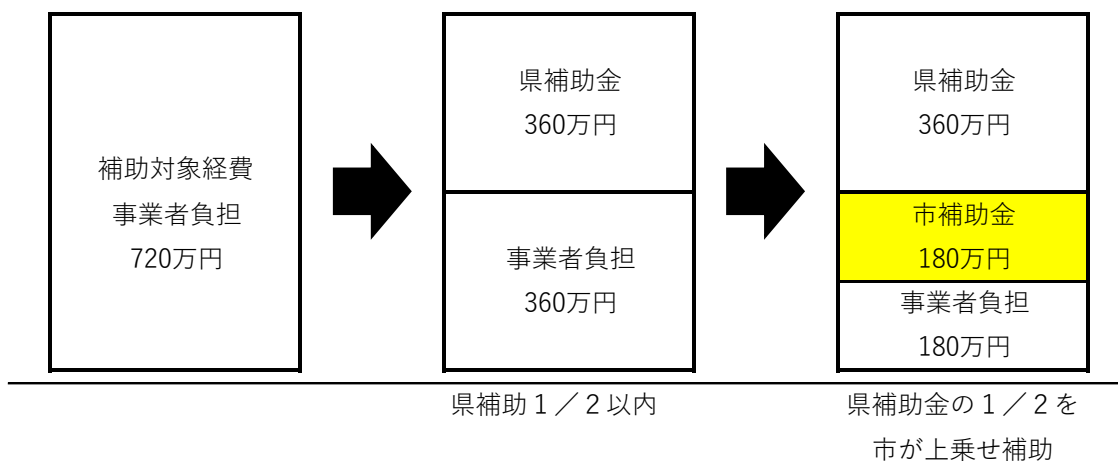
県の補助金の受給要件	市の補助率	市の補助限度額
県の補助率が1/2以内の事業者 (中小企業)	県補助金の確定額の1/2以内 (千円未満切捨)	180万円
県の補助率が2/3以内の事業者 (小規模事業者)	県補助金の確定額の1/4以内 (千円未満切捨)	

※補助対象経費は、市内で実施した事業に要した経費に限る。

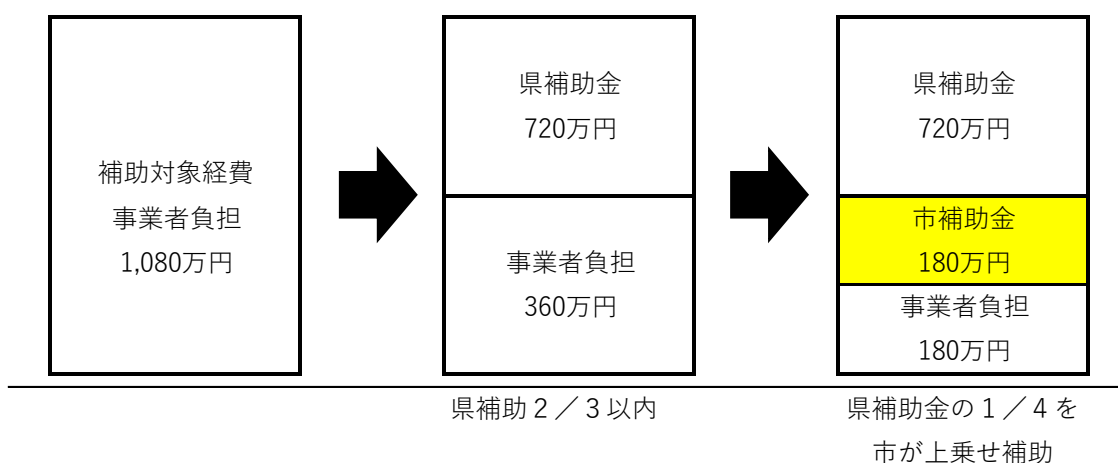
【補助のイメージ】

○補助上限180万円を受給する場合

県補助率が1/2以内⇒市は県補助金の1/2を補助



県補助率が2/3以内⇒市は県補助金の1/4を補助



②島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の確定を受けた者

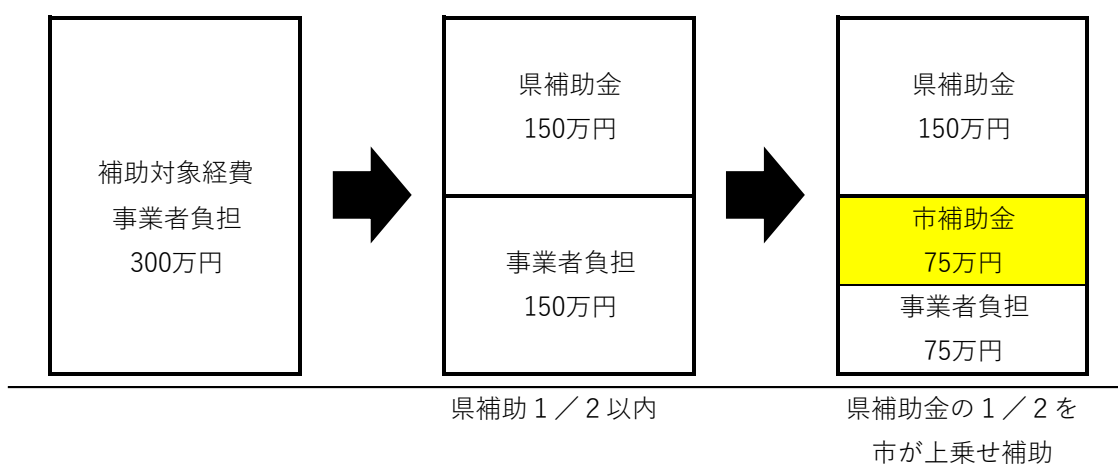
県の補助金の受給要件	市の補助率	市の補助限度額
県の補助率が1/2以内の事業者	県補助金の確定額の1/2以内 (千円未満切捨)	75万円
県の補助率が2/3以内の事業者 (新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合)	県補助金の確定額の1/4以内 (千円未満切捨)	

※補助対象経費は、市内で実施した事業に要した経費に限る。

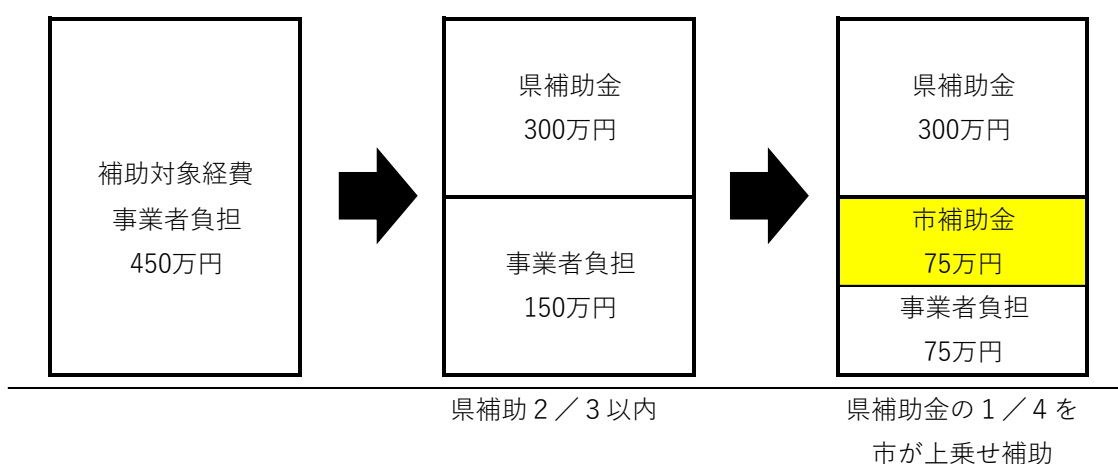
【補助のイメージ】

○補助上限 75 万円を受給する場合

県補助率が1/2以内⇒市は県補助金の1/2を補助



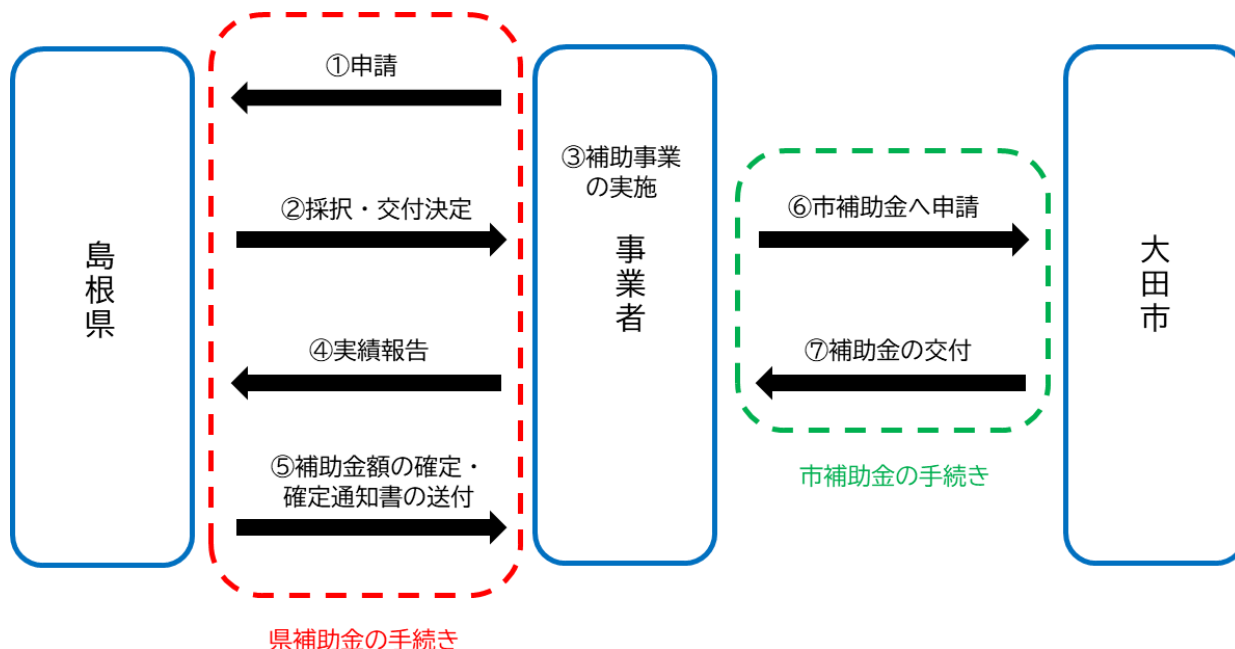
県補助率が2/3以内⇒市は県補助金の1/4を補助



Ⅱ 申請手続き

(1) 手続きの流れ

本補助金の手続きの流れについては、以下のとおりです。



※島根県補助金の「⑤補助金額の確定・確定通知書の送付」が終了しなければ、市の補助金の申請はできませんので、県補助金手続きのスケジュールに十分ご注意ください。

(2) 申請受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）17時まで（必着）

※予算上限に達し次第、受付を終了します。

(3) 提出方法

(5) の申請書類により必要書類を作成し、持参又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

(4) 提出先

〒694-8502 大田市大田町大田口 1111 番地

大田市役所 産業振興部 産業企画課 省エネ補助金担当 宛

※封筒には、申請者の住所、氏名を必ずご記入ください。

※送料・封筒代は申請者でご負担ください。

(5) 申請書類

A. 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業補助金を受給された場合

【提出書類一覧】

No	提出書類
①	中小企業者等物価高騰対策省エネ支援事業補助金 交付申請書（様式第1号）
②	ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の額の確定通知書の写し
③	ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金実績報告書の写し等
④	その他市長が必要と認める書類

各提出書類の詳細は、次のページからご確認ください。

※審査にあたり、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

①中小企業者等物価高騰対策省エネ支援事業補助金 交付申請書（様式第1号）

以下のとおり記入してください。

（申請書 表面上段）

様式第1号（第5条関係）		年 月 日 ㉗	
大田市長 様		申請者 住所（所在地） 団体等の名称 代表者職氏名 電 話 番 号 ㉘	
大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付申請書			
大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり申請します。なお、以下に記載した事項については事実と相違ありません。			
補 助 対 象 事 業 場	住所又は所在地 名称	〒	
	㉙ 県補助金の名称 ※いずれかに☑	☐ 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減 対策緊急支援事業補助金 ☐ 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギー コスト削減対策緊急支援事業補助金	
県 補 助 金	交付額確定通知書の 番号及び日付	指令 第 号 令和 年 月 日	
	県補助金の確定額	円 ㉚	

㉗ 申請する日を記入してください。

㉘ 住所、団体等の名称・代表者職氏名、電話番号を記入してください。

※本社が市外の場合は、本社所在地を記入してください。

㉙ 県の補助金を活用して実施した補助事業の市内の実施場所及び店舗名等をご記入ください。

※実施場所が複数ある場合は、市内の主な実施場所を1か所記入してください。

㉙ 上段に☑を入れてください。

㉚ 県の補助金交付額確定通知書の文書番号及び日付を記入してください。

㉚ 県の補助金額を記入してください。

(申請書 表面下段)

	県補助金の補助率 ※いずれかに☑	□ 1 / 2 以内 □ 2 / 3 以内	キ	
	県補助金の対象経費		円	ク
	事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		ケ
市補助金	申請額		円	コ

【同意事項 (□にチェックをつけること)】

⑨ ☐ 市が市税等の納付状況の確認を行うことについて同意します。

※個人事業主の場合は、市税納税状況の確認のため、住民票上の住所を記載してください。

住所

【振込先情報】

金融機関コード						店舗コード					
銀行 金庫 組合						本店 支店 出張所					
預金種別	□ 普通 □ 当座 □ その他 ()										
口座番号							※ 口座番号は右詰めで記入してください。				
フリガナ											
口座名義											

- ⑩ 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の該当する補助率に☑を入れてください。
- ⑪ 県の補助対象経費 (市内で実施した事業に要した経費) を記入してください。
- ⑫ 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金実績報告書に記載されている、「発注日」「工事完了日 (引渡日)」を記入してください。
- ⑬ ⑦が「1/2 以内」の場合は、[⑨ × 1/2]。
⑦が「2/3 以内」の場合は、[⑨ × 1/4]。
- ⑭ ☑を入れてください。
- ⑮ 個人事業主の場合は、市税納税状況の確認のため、住民票上の住所を記載してください。
- ⑯ 補助金の振込を希望する口座情報を記載してください。
- ⑰ フリガナは、通帳を一枚めくったページにあるフリガナを転記してください。
- ⑱ 「口座名義」は⑰のフリガナに準じて名義を記入してください。
(例) フリガナが「カ) オオダシヨウジ」の場合、口座名義は「(株) 大田商事」と記入します。

(申請書 裏面)

(裏面)

私は、「大田市中心小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金」(以下「補助金」という)の交付申請をするにあたり、以下の内容について誓約します。

補助金支払後、申請内容や補助事業の実施内容に虚偽や不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。

No	誓約項目
1	申請に際しては、補助金申請の手引きをよく読み、制度の趣旨や手続き内容を理解しました。
2	市長の指名する者が、「島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」又は「島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」の事務局等に対し、補助事業の状況等といった申請者情報の確認をとることに同意します。
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を現在実施しておりません。また、補助事業で実施しておりません。
4	大田市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
5	補助金の収支に関する帳簿、領収書等関係書類等を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管します。
6	補助金に関し、大田市から調査・検査・報告等の求めがあった場合は、速やかにかつ誠実にこれに応じます。
7	補助金交付要綱及びその他関係法令に規定される事項を遵守します。
8	提出書類の内容に虚偽はなく、その他不正な手段による申請ではありません。また、「補助金受給後の虚偽・不正」、「島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金又は島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合」等、交付決定の取消事由に該当した時は、大田市に対して補助金を返還します。

【署名欄】

法人名・屋号等

代表者の職・氏名

㊟

- ㊟ 上記誓約事項をご確認のうえ、法人名等、代表者の職及び氏名をご記入ください。
※押印は不要です。

②ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の額の確定通知書の写し

島根県事務局から送付された「ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の額の確定通知書」の写しを提出してください。

③ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金実績報告書の写し等

実績報告時に島根県事務局に提出された下記書類の写しを提出してください。

㊦（様式第7号）ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金実績報告書

㊧（様式第7号 別紙）事業収支決算書

㊨（様式第8号）ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業間接補助金取得財産管理台帳

㊩ 県の助成金を活用して、設置・更新等を行った設備等の写真（大田市の事業所分のみ。県に提出されたものでも可）

※実績報告をした際に島根県事務局に提出された上記以外の書類（見積書、発注書

（もしくは契約書等）、納品書、請求書、支払済みの領収書等）は、市へ提出する必要はありません。

④その他市長が必要と認める書類

・島根県補助金の申請の際に提出された、下記書類の写しを提出してください。

㊦ 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金交付申請書

㊧ 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業計画書【総括表】

㊨ 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業計画書【詳細】

※申請時に提出された、上記以外の書類は市へ提出していただく必要はありません。

【提出不要な書類】

- ・会社概要がわかる資料 ・直近2期分の決算書
- ・島根県税に係る納税証明書 ・削減量の根拠資料
- ・現況写真(設置予定場所の写真)
- ・設備の性能に関する資料（仕様書、カタログ等）
- ・見積書 等

・補助金の振込みを希望する口座の通帳の写し

ア 紙の通帳の場合 2枚

通帳の表面の写し（1枚）、通帳を開いた1、2ページ目の写し（1枚）

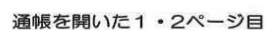
イ 電子通帳の場合 1枚

電子通帳の画面の写し（1枚）

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。

通帳の表面と通帳を1枚開いた1・2ページ目の両方をコピーしてください。電子通帳などで紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面を印刷してください。

通帳のオモテ面



電子通帳 画面コピー

[illegible]

B. 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業補助金を受給された場合

【提出書類一覧】

No	提出書類
①	中小企業者等物価高騰対策省エネ支援事業補助金 交付申請書（様式第1号）
②	飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金確定通知書の写し
③	飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金実績報告書の写し等
④	その他市長が必要と認める書類

各提出書類の詳細は、次のページからご確認ください。

※審査にあたり、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

①中小企業者等物価高騰対策省エネ支援事業補助金 交付申請書（様式第1号）

（申請書 表面上段）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日 ㊦

大田市長 様

申請者 住所（所在地）
団体等の名称
代表者職氏名
電話番号 ㊧

大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付申請書

大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり申請します。なお、以下に記載した事項については事実と相違ありません。

補助対象事業場	住所又は所在地	〒	㊨
	名称		
県補助金	県補助金の名称 ※いずれかに☑ ㊥	☐ 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金 ☒ 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金	㊩ ㊪ ㊫
	交付額確定通知書の番号及び日付	指令 第 号 令和 年 月 日	
	県補助金の確定額	円	

- ㊦ 申請する日を記入してください。
- ㊧ 住所、団体等の名称・代表者職氏名、電話番号を記入してください。
※本社が市外の場合は、本社所在地を記入してください。
- ㊨ 県の補助金を活用して実施した補助事業の市内の実施場所及び店舗名等をご記入ください。
※実施場所が複数ある場合は、市内の主な実施場所を1か所記入してください。
- ㊥ 下段に☑を入れてください。
- ㊩ 県の補助金交付額確定通知書の文書番号及び日付を記入してください。
- ㊫ 県の補助金額を記入してください。

(申請書 表面下段)

	県補助金の補助率 ※いずれかに☑	□ 1 / 2 以内 □ 2 / 3 以内	キ	
	県補助金の対象経費		円	ク
	事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		ケ
市 補 助 金	申請額		円	コ

【同意事項 (□にチェックをつけること)】

① ☐ 市が市税等の納付状況の確認を行うことについて同意します。
 ※個人事業主の場合は、市税納税状況の確認のため、住民票上の住所を記載してください。

住所

シ

【振込先情報】

金融機関コード						店舗コード					
銀行 金庫 組合						本店 支店 出張所					
預金種別	□ 普通 □ 当座 □ その他 ()										
口座番号							※ 口座番号は右詰めで記入してください。				
フリガナ											
口座名義											

ス

セ

ソ

- ⑤ 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の該当する補助率に☑を入れてください。
- ⑥ 県の補助対象経費 (市内で実施した事業に要した経費) を記入してください。
- ⑦ 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金実績報告書 (別添) 実績報告①に記載されている、補助事業期間の最終日を記入してください。
- ⑧ ⑥が「1/2 以内」の場合は、[⑧ × 1/2]。
 ⑥が「2/3 以内」の場合は、[⑧ × 1/4]。
- ⑨ ☑を入れてください。
- ⑩ 個人事業主の場合は、市税納税状況の確認のため、住民票上の住所を記載してください。
- ⑪ 補助金の振込を希望する口座情報を記載してください。
- ⑫ フリガナは、通帳を一枚めくったページにあるフリガナを転記してください。
- ⑬ 「口座名義」は⑫のフリガナに準じて名義を記入してください。
 (例) フリガナが「カ) オオダシヨウジ」の場合、口座名義は「(株) 大田商事」と記入します。

(申請書 裏面)

(裏面)

私は、「大田市中心小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金」(以下「補助金」という)の交付申請をするにあたり、以下の内容について誓約します。

補助金支払後、申請内容や補助事業の実施内容に虚偽や不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。

No	誓約項目
1	申請に際しては、補助金申請の手引きをよく読み、制度の趣旨や手続き内容を理解しました。
2	市長の指名する者が、「島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」又は「島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」の事務局等に対し、補助事業の状況等といった申請者情報の確認をとることに同意します。
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を現在実施しておりません。また、補助事業で実施しておりません。
4	大田市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
5	補助金の収支に関する帳簿、領収書等関係書類等を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管します。
6	補助金に関し、大田市から調査・検査・報告等の求めがあった場合は、速やかにかつ誠実にこれに応じます。
7	補助金交付要綱及びその他関係法令に規定される事項を遵守します。
8	提出書類の内容に虚偽はなく、その他不正な手段による申請ではありません。また、「補助金受給後の虚偽・不正」、「島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金又は島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合」等、交付決定の取消事由に該当した時は、大田市に対して補助金を返還します。

【署名欄】

法人名・屋号等

代表者の職・氏名

㊟

- ㊟ 上記誓約事項をご確認のうえ、法人名等、代表者の職及び氏名をご記入ください。
※押印は不要です。

②飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金確定通知書の写し

島根県事務局から送付された「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金確定通知書」の写しを提出してください。

③飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金実績報告書の写し等

実績報告時に島根県事務局に提出された下記書類の写しを提出してください。

㊦（様式第8号）飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金実績報告書

㊦①（別添）実績報告① 事業概要

㊦②（別添）実績報告② 直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書

㊦③（別添）実績報告③ 更新・導入した設備・機器及び光熱費・燃料費年間削減額の明細

㊦④（別添）実績報告④ 導入効果と経営への影響

㊦⑤ 県の補助金を活用して、設置・更新等を行った設備等の写真（大田市の事業所分のみ。島根県事務局に提出されたものでも可）

㊦⑥（様式第10号）飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業取得財産等管理台帳

※実績報告をした際に島根県事務局に提出された上記以外の書類（見積書、発注書（もしくは契約書等）、納品書、請求書、支払済みの領収書等）は、市へ提出する必要はありません。

④その他市長が必要と認める書類

・補助金の振込みを希望する口座の通帳の写し

ア 紙の通帳の場合 2枚

通帳の表面の写し（1枚）、通帳を開いた1、2ページ目の写し（1枚）

イ 電子通帳の場合 1枚

電子通帳の画面の写し（1枚）

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。

通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をコピーしてください。電子通帳などで紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面を印刷してください。

【紙の通帳の場合】



【電子通帳の場合】



Ⅲ その他留意事項等

（１）補助金の振込

申請が完了した日（必要書類が全て揃い、市が受理した時）から 30 日程度で通知書を発送し、振込口座記入表に記載された口座に振り込みます。

（２）補助金の不正行為に対する処分について

次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

取消しをした場合、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が支払われているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じます。

- ①「島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」又は「島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」の交付決定の全部又は一部の取り消しを受けた場合
- ②補助事業者が、法令、交付要綱又は法令若しくは交付要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- ③補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- ④補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- ⑤交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- ⑥補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

（３）検査

市が実地検査を行うことがあります。

実地検査を行う場合は、補助事業の帳簿及び証拠書類などの提出が必要となりますので、事業完了年度から 5 年間保管してください。

（４）事業状況調査

本年度補助金を交付した事業の状況（業況）について、翌年度以降に申請者の皆様に対し、書面調査や現地調査にご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

Ⅳ 問い合わせ

〒694-8502 大田市大田町大田口 1111 番地

大田市役所 産業振興部 産業企画課 省エネ補助金担当（市役所本庁舎 2 階）

TEL：0854-83-8073（平日 8：30～17：15）

Mail：o-sangyou@city.oda.lg.jp